

古河市学校給食における食物アレルギー等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、食物アレルギー等の理由により学校給食の提供を受けることができず、学校給食の代替として弁当又はおかず等の持参対応をしている保護者に対し、食物アレルギー等支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食物アレルギー等 食物アレルギー、疾病、宗教その他市長が特に認めるものをいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。
- (3) 対象児童生徒 食物アレルギー等の理由により弁当又はおかず等を持参することを認められた学校に通学する児童又は生徒をいう。
- (4) 弁当 学校給食の全部又は牛乳以外の学校給食を停止し、その代わりに持参する飲食物をいう。
- (5) おかず等 学校給食の提供を受けるが、当該学校給食に含まれる食物アレルギー等の原因物質が入っているものを食せずその代わりに持参する飲食物をいう。

(支援対象者)

第3条 支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該年度の3月1日において市内に住所を有すること。
- (2) 対象児童生徒の保護者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合
 - ア 学校給食の全部を停止し、弁当を持参している場合
 - イ 牛乳以外の学校給食を停止し、弁当を持参している場合
 - ウ 学校給食の提供を受けているが、食物アレルギー等原因物質を自分で除去し、おかず等を持参している場合
 - エ その他市長が特に必要と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、支援金の交付の対象として適当でないと市長が認める者については、支援対象者としなない。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号のいずれか少ない方の額とする。

(1) 別表で定める区分等に応じて決定される支援金単価(以下「単価」という。)に次条に定める支援対象期間中に弁当又はおかず等を持参した回数を乗じて得た額から、同期間中に国、県、市その他公共団体から交付を受けた同様の補助金等の額を差し引いた額

(2) 単価に別に定める学校給食実施回数を乗じて得た額

(支援対象期間)

第5条 支援対象期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までのうち支援対象者が市内に住所を有している期間とする。

(支援金の交付申請及び請求)

第6条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、食物アレルギー等支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに申請しなければならない。

(1) 学校生活管理指導表又は医師の意見書の写し(宗教による場合を除く。)

(2) 振込先の通帳の写し等口座情報が分かるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市が保有する公簿等により確認することができ、かつ、当該者が調査に同意するときは、当該書類を省略することができる。

(支援金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、速やかに内容を審査し、適当であると認めるときは食物アレルギー等支援金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当であると認めるときは食物アレルギー等支援金不支給決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかにこれを交付するものとする。

(変更届)

第8条 前条第1項の規定により支援金の交付の決定を受けた者(以下「交

付決定者」という。)は、第6条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、食物アレルギー等支援金変更届(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、食物アレルギー等支援金交付決定取消通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行し、同年4月1日以後に実施する弁当又はおかず等の持参対応について適用する。

別表(第4条関係)

持参区分	学校区分	牛乳提供 有無	単価
弁当	小学校、義務教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部)	有	160円
		無	210円
	中学校、義務教育学校(後期課程)、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(中学部)	有	190円
		無	240円
おかず等	小学校、中学校、義務教育学校(前期課程・後期課程)、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部・中学部)	—	100円

備考 単価とは、弁当又はおかず等を持参した数にかかわらず、弁当又はおかず等を持参した回数1回当たりの額をいう。

古河市長 宛て

申請者 保護者住所
保護者氏名 ①
(自署又は記名押印)
電話番号

食物アレルギー等支援金交付申請書兼請求書

食物アレルギー等支援金の交付を受けたいので、古河市学校給食における食物アレルギー等支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請（請求）します。

1 児童生徒名等

対象児童生徒	フリガナ		学校名	
	氏名		学年	
弁当又はおかず等 持参経費額	※別紙合計 (A) から転記			円 (A)
国、県、市その他公共 団体からの補助金等	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	補助金等名称		
		補助金等額		円 (B)
		(A) - (B)		円 (C)
支援金申請 (請求) 額	※ (C) と単価に学校給食実施回数を乗じて得た額のうち少ない方の額を記載			円

2 振込先（添付書類：通帳の写し等口座情報が分かるもの）

金融機関名		支店等名	
種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

【誓約・同意事項】

- ・支援金の審査に当たり、古河市が住民基本台帳その他必要な公簿の確認を行うことに同意します。
- ・申請書の不備により手続が完了せず、かつ、3月31日までに確認ができない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ・支援金支給後、偽りその他不正の手段により支給を受けたことが判明し、支給決定が取り消された場合は、速やかに支援金を返還します。

別紙 弁当又はおかず等持参経費額計算

(保護者記入欄)

学校名		学校区分	小学校 ・ 中学校	
学年		児童生徒氏名		
持参理由	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> その他 ()			
アレルギー原因食物	(持参理由が「食物アレルギー」の場合のみ、原因食物に <input checked="" type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 鶏卵 <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> ソバ <input type="checkbox"/> ピーナッツ <input type="checkbox"/> 種実類・木の実類 <input type="checkbox"/> 甲殻類 (エビ・カニ) <input type="checkbox"/> 果物類 <input type="checkbox"/> 魚類 <input type="checkbox"/> 肉類 <input type="checkbox"/> その他 ()			
持参区分	<input type="checkbox"/> 弁当持参 (牛乳提供無) <input type="checkbox"/> 弁当持参 (牛乳提供有) <input type="checkbox"/> おかず等持参			
該当月	補助単価①	持参回数②	合計 (①×②)	備考
4月	円	回	円	
5月	円	回	円	
6月	円	回	円	
7月	円	回	円	
8月	円	回	円	
9月	円	回	円	
10月	円	回	円	
11月	円	回	円	
12月	円	回	円	
1月	円	回	円	
2月	円	回	円	
3月	円	回	円	
合計	円	回	円	(A)

(学校記入欄)

上記の児童生徒の食物アレルギー等対応について、証明いたします。

年 月 日

学校長印

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

古河市長



食物アレルギー等支援金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった食物アレルギー等支援金については、古河市学校給食における食物アレルギー等支援金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付決定したので通知します。

1 対象児童生徒の氏名

2 支援金交付決定額

円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

古河市長



食物アレルギー等支援金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった食物アレルギー等支援金については、古河市学校給食における食物アレルギー等支援金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり不交付と決定したので通知します。

- 1 対象児童生徒の氏名
- 2 不交付の理由

年 月 日

古河市長 宛て

届出者 保護者住所
保護者氏名
電話番号

食物アレルギー等支援金変更届

食物アレルギー等支援金の申請内容に変更があったので、古河市学校給食における食物アレルギー等支援金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

対象児童生徒	フリガナ		学校名	
	氏名		学年	
変更事項				
変更年月日	年 月 日			
変更内容	変更前		変更後	

年 月 日

様

古河市長



食物アレルギー等支援金交付決定取消通知書

食物アレルギー等支援金の交付決定を取り消したので、古河市学校給食における食物アレルギー等支援金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

対象児童生徒	フリガナ		学校名	
	氏名		学年	
交付決定額	円			
取消額	円			
取消理由	(取消理由の事実が発生した日 年 月 日)			
返還を求める額	円			